

廃 対 第 87 号
令和 5 年 6 月 30 日

一般社団法人茨城県建築士事務所協会 御中

水戸市長 高 橋 靖
(廃棄物対策課扱い)

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び同施行規則の改正について (依頼)

平素から本市の清掃行政に対し、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、土砂等による不法な土地の埋立て等を防止するため、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び同施行規則（以下「条例等」という。）の一部を改正し、令和5年7月1日から規制を強化してまいります。

つきましては、下記のとおり制度変更に係る資料を作成いたしましたので、御確認のほどお願いします。

併せて、御多用の折、誠に恐縮ですが、同封した資料を会員等の皆様に、周知いただきますよう、御協力ほどお願いします。

記

- 1 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の改正について (資料1)
今回の条例等の改正の概要を解説した資料です。
- 2 事業者等の皆様へ (資料2)
条例等改正後の土砂等による土地の埋立て等の許可に係る手続の概要を解説した資料です。

連絡先 水戸市生活環境部廃棄物対策課
不法投棄対策室指導係

電 話 029-350-8035

担 当 長須賀, 小玉

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (通称「残土条例」)等の改正について

本市では、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（以下「埋立て等」という。）について、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）及び水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）により、土壌の汚染及び土砂等の流出等による災害の防止を図り、もって市民の生活環境の保全に努めております。

この度、より一層の土地の埋立て等の適正な管理を図るため、条例及び規則の一部を改正しました。

1 改正の適用期日

令和5年7月1日

2 主な改正の概要

(1) 条例関係

項目	改正前	改正後
① 規制を受ける適用面積の拡大	500㎡以上5,000㎡未満の埋立て等	<u>5,000㎡未満の全ての埋立て等</u>
② 土地の所有者等の責務の拡大	土地の所有者に対して、埋立て等が適正に行われるよう必要な配慮をすべき責務を規定	土地の所有者に加えて、土地の管理者及び占有者に対しても、埋立て等が適正に行われるよう必要な配慮をすべき責務を規定
③ 許可の要件（県外発生土による埋立て等）の追加	(規定なし)	埋立て等に用いる土砂等は、 <u>茨城県内で発生し、その発生場所から直接搬入されるもの</u> に限定（規則に例外規定あり。）

(2) 規則関係

項目	改正前	改正後
① 規制対象の拡大 ア 農地転用許可（農地法の規定による許可）に係る土地の埋立て等の場合	規制対象外	<u>500㎡以上5,000㎡未満の埋立て等は条例の許可が必要</u> （500㎡未満の場合は条例の許可は不要）
イ 都市景観重点地区における土地の形質の変更に係る届出（水戸市都市景観条例の規定による届出）に係る土地の埋立て等の場合	規制対象外	<u>条例の許可が必要</u>

<p>ウ 風致地区における土地の形質の変更に係る許可（水戸市風致地区条例の規定による許可）に係る土地の埋立て等の場合</p>	<p>規制対象外</p>	<p><u>条例の許可が必要</u></p>
<p>エ 面積が500㎡未満の埋立て等の場合</p>	<p>規制対象外</p>	<p><u>条例の許可が必要</u></p> <p>ただし、市民の日常生活等に影響のないよう、次の埋立て等について、新たに条例の適用から除外します。</p> <p>① 建設工事等のために30日を超えて行う、ア～ウの要件を全て満たす土砂等の堆積</p> <p>ア 堆積する区域の面積が300㎡未満</p> <p>イ 堆積に用いる土砂等は県内の発生場所から直接搬入されるもの</p> <p>ウ 技術上の基準に適合するもの</p> <p>② 土砂等の販売業を営む者が、登記された店舗又はその敷地内において、販売を目的として行う土砂等の堆積</p> <p>③ 花壇、家庭菜園又は居住の用に供する土地の区域内の庭の管理行為（造成、維持・修繕等）として行う、埋立て等区域の面積が500㎡未満の土地の埋立て</p>
<p>② 埋立て等に係る技術上の基準の強化</p> <p>ア 埋立て等の高さの制限</p> <p>イ 埋立て等区域と隣接道路等の保つべき距離</p>	<p>10メートル以下*</p> <p>（規定なし）</p>	<p>2.5メートル以下*</p> <p>埋立て等の高さに相当する距離</p>

※ 土地の埋立て等において地盤の安定計算により安全が確認された場合は、市長が適当と認める高さ

条例の全文等の詳細情報は、水戸市ホームページをご覧ください。右のQRコード
 (URL : <https://www.city.mito.lg.jp/site/haikibutsu/50942.html>) からリンクします。



本条例の適用除外

※適用除外に該当するかどうか、廃棄物対策課に事前に相談してください。

1 他法令等で許認可等を受けた土地の埋立て等（条例第3条第2項第1号関係）

建築基準法第6条第1項の規定による確認、都市計画法第29条の規定による許可等
 ※都市景観重点地区における土地の形質の変更に係る届出及び風致地区における土地の形質の変更に係る許可は令和5年7月1日の改正で本条例の適用除外規定から削除（令和5年8月1日から適用）

2 国、地方公共団体、その他規則で定める公的団体が行う土地の埋立て等（条例第3条第2項第2号関係）

土地改良区連合、独立行政法人、国立大学法人等

3 区域内から発生した土砂等のみを用いて行われる土地の埋立て等（条例第3条第2項第3号関係）

同一区域内で発生した土砂等のみを用いて埋立て等を行う場合（土砂等の移動等）は、本条例の適用除外になります。

4 規則で定める土地の埋立て等（条例第3条第2項第4号関係）

- (1) 土壌汚染対策法第7条第1項第1号の規定による実施措置として行う土地の埋立て等
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号に規定する指定を受けた者が行う土地の埋立て等（当該指定に係る再生利用のために行うものに限る。）
- (3) 災害のために必要な応急措置として行われる土地の埋立て等
- (4) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全するために行う土地の埋立て等
- (5) 建設発生土（泥土を含む。）を再生利用に適した土に改良するための施設で、必要な設備を有すると市長が確認したものにおける当該改良に必要と認められる土の堆積
- (6) 建設工事等のために一時的(30日以内に限る。)に行う土砂等の堆積
- * (7) 建設工事等のために30日を超えて行う、以下のア～ウ全てを満たす土砂等の堆積
 - ア 土砂等を堆積する区域の面積が300㎡未満
 - イ 堆積に用いる土砂等は県内の発生場所から直接搬入されるもの
 - ウ 別表第2第4項から第7項までの技術上の基準に適合している
- * (8) 土砂等の販売業を営む者が、その店舗（建物の種類が店舗として登記されているものに限る。）又は店舗敷地内において販売を目的として行う土砂等の堆積
- * (9) 農地法の許可を受けた土地において行う、埋立て等区域の面積が500㎡未満の土地の埋立て等 ※令和5年7月1日の改正において、新たに面積要件を追加
- * (10) 花壇、家庭菜園又は居住の用に供する土地の区域内の庭の管理行為（造成、維持・修繕等）として行う、埋立て等区域の面積が500㎡未満の土地の埋立てなど

*は令和5年7月1日改正において、新たに規定するもの

（問合せ）水戸市 生活環境部 廃棄物対策課
 不法投棄対策室
 電話 029-350-8035